

2023年11月7日

各 位

会 社 名 株式会社SANKYO
代 表 者 名 代表取締役 石原明彦
社 長
(コード番号 6417 東証プライム)
問 合 せ 先 常務執行役員 高橋博史
管理本部長
(TEL. 03-5778-7777)

自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による自己株式の買付けに関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2023年11月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしました。具体的な取得方法について下記の通り決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 取得の方法

本日(2023年11月7日)の終値6,099円で、2023年11月8日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において買付けの委託を行う(その他の取引制度や取引時間への変更は行わない)。当該買付注文は当該取引時間限りの注文とする。

2. 取得の内容

- | | |
|----------------|--------------------------------------------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 10,000,000株(上限)
(自己株式数を除く発行済株式総数に対する割合18.56%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 60,990,000,000円(上限) |
| (4) 取得結果の公表 | 午前8時45分の取引時間終了後に取得結果を公表する。 |

(注1) 当該株数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もある。

(注2) 取得予定株式数に相当する売付注文をもって買付けを行う。

(注3) 取得した株式数が取得予定株式数に満たない場合、当該取得日(2023年11月8日)の翌日以降、2024年4月30日までの期間内において、市場環境や諸規則等を考慮した上で、下記の取締役会において決議した自己株式取得枠の範囲内で、東京証券取引所における市場買付け(証券会社による取引一任方式)による自己株式の取得を継続していく予定。

(ご参考)

2023年11月7日開催の取締役会における自己株式の取得に関する決議内容

- ・ 取得対象株式の種類 普通株式
- ・ 取得し得る株式の総数 10,000,000株(上限)
(自己株式を除く発行済株式総数に対する割合18.56%)
- ・ 株式の取得価額の総額 70,000,000,000円(上限)
- ・ 取得期間 2023年11月8日～2024年4月30日まで
- ・ 取得方法 東京証券取引所における市場買付け

以 上